



Title	災害時における保健活動を考える : 大阪府北部地震と台風21号を経験して
Author(s)	近藤, 康子
Citation	大阪公衆衛生. 2019, 90, p. 8-9
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/78682
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

災害時における保健活動を考える ～大阪府北部地震と台風21号を経験して～

近藤 康子

高槻市健康福祉部保健所健康づくり推進課保健師

1 はじめに

高槻市は、大阪府の北東部に位置し、面積105.29平方キロメートル、人口は352,990人（H30.3末）の中核市です。平成30年6月18日7時58分に発生した大阪府北部地震では2名の方が亡くなり、複数の方が負傷され、住宅被害では2万件を超える甚大な被害となりました。また、同年9月4日には台風21号が上陸し、本市の北部に位置する檜田地区で、突風による倒木がみられる等、甚大な被害をもたらし、同年12月に国の激甚災害に指定されました。この2つの災害における保健師活動についてご報告いたします。

2 大阪府北部地震における保健師活動

今回の災害では震度6弱の揺れを観測したため、地震発生後、市地域防災計画に基づき各方面隊員が緊急避難場所に自動参集し、最大107か所の避難所を開設しました。保健所長を対策部長とする市の医療対策部では、初動の対応として、避難所に併設している救護所に保健師派遣を行い、避難者の医療ニーズや健康面の状況把握を行いました。その結果、特に支援が必要と判断した箇所については夜間も含めて常駐し、避難者の健康相談、ハイリスク者の医療機関や個室のある避難所への移動等の調整を行いました。また、難病や小児慢性特定疾患の在宅の常時人工呼吸器装着ケースと気管切開吸引等を行っているケースに個別に電話連絡を行い、安全確認を実施しました。

発災2～3日目には、避難所巡回を行い、方面隊の職員から避難所の運営状況や避難者の体調や健康状態の聞き取りなど、概況の把握に努めました。巡回の際には福祉部門の巡回と連携を図りながら、個々のケースに関する情報の共有に努めました。また、感染症予防のために、手指消毒液の配置、トイレの衛生状態の確認や手洗いの励行ポスターの掲示、熱中症の予防啓発などを実施しました。この巡回によって、避難所の概況を把握するとともに、重点的な対応が必要と見込まれる箇所について、アセスメントを行い、以後は週1回の定期巡回へ移行していきました。巡回は、避難

者が避難所に戻っている夜間に実施し、体調管理等の助言や有症状時の医療機関へのつなぎ、熱中症予防の助言を行いました。

発災8日目になる6月26日に保健、福祉、方面隊（避難所対策チーム）のそれぞれで把握し、収集した情報を共有し、今後の支援方針を確認するため、処遇検討会議を設置して継続的に連携を図っていきました。この会議によって、多角的に避難者の情報共有と適切な役割分担が図られ、避難者の自立に向けた支援が大きく進む結果となりました。

6月28日より、保健所内に「こころとからだの健康相談窓口」を開設し、被災者全般の窓口相談に応じるとともに、専用電話を開設して電話相談を行いました。また、避難所の巡回時に心のケアに関するチラシを配布しました。

発災から1ヶ月が経過した7月中旬には、「みなし仮設住宅」への入居も順次開始され、避難所の数も減少していく一方、最後まで残った避難所では、世帯の様々な事情で、避難所生活からの自立が思うように進まず、長期化する避難所生活のストレスと連日の猛暑によって体調不良を訴える方が続出しました。このため、避難所への緊急的な夜間配備や早朝の病院への付き添い等、医療的な側面から家族や方面隊の支援にあたりました。

発災から47日目となった8月3日、全ての避難所が閉鎖となりました。今後は、みなし仮設住宅へ移った方の支援が課題であり、関連各部による「生活再建支援チーム」が設置され、以後の支援を行うことになりました。

今回の災害で見えてきた課題として、1. 初動体制では、①保健師活動にマニュアルがなく動き方に悩んだ点、②活動に必要な物品が不足していた点、2. 継続した避難所活動では、①概況把握や衛生面等の指導がメインになり、個々の避難者の健康状態や医療ニーズの把握が不十分であった点、②避難者の状況について何度も同じ聞き取りを行うことやケースについて引き継がれていないことがあった点、③報告・記録をする様式が統一されていなかった点、④活動内容が不明確で分か

りづらかった点、3. 連携・調整では、①保健と福祉の連携についてケースの共有検討会の場が必要であった点、②発災2日目には通常業務が開始され、震災業務との兼ね合いの中必要保健師数の確保が困難であった点が挙げられました。

3 台風21号における保健師活動

台風21号では、特に本市の北部に位置する檜田地区で、激甚災害に指定される甚大な被害があり、断水が長引いたこともありました。長引く断水と稲刈りができない等の状況により、住民はストレスも溜まって来ており、健康管理のため自治会長から保健師による臨時の健康相談の実施依頼がありました。さらに、独居高齢者の方や介護家族など健康相談に参加しづらい方への訪問を実施しました。健康相談は、お風呂の無料開放をしている所で多くの住民が来所される時間である夕方に実施しました。また、要フォローケースについては、健康相談日に保健師による訪問を実施しました。訪問には、福祉部門の職員も同行しました。

地震時の課題をふまえて工夫した取組としては、①初動体制については、活動初日にマニュアルの作成、相談時の物品の準備。②継続した活動については、活動初日に、時系列で個人管理ができる記録用紙の作成。③連携・調整については、訪問活動には福祉部門も同行が挙げられます。被害が局地的であったので、健康相談に行く保健師数の不足はありませんでしたが、できる限り地区担当保健師が相談に行けるように調整しました。

4 まとめ

災害時における保健活動の目的は、「被災による健康被害をできる限り予防し、被災者自らが、健康的な生活が送れるよう支援すること」です。保健師には、支援が必要な方への個別の支援にとどまらず、めまぐるしく変化する状況を把握し、今後起こりえる事態を推測して、予防的に関わる活動が求められています。

地震の時は、情報収集や引継ぎが不十分で、複数回同じ事を避難者や方面隊に聞いてしまったり、実施後の報告先がわからなかったり、記録が統一されておらず同じ記録を何度も書き直すなどの課題があったため、このような教訓のもと、台風の際には共通のルールを早めに作りました。

さらに、今回の保健師活動では「事前の備え」の重要性を改めて認識しました。今回、避難所等の特殊な環境下に置かれた中で、私たちが行ったことは個別ケースへの支援や保健指導が中心であり、災害時の対応とは、特別なことでなく、普段のケース支援や保健指導の延長線上にあるものです。

今後はこの経験を活かし、今回の2つの災害を通じて、得た多くの学びや課題を糧として、有事にも、平常時と同様に関係部署と連携しながら健康課題に予防的に関わるができるように、日々の保健活動に努めていきたいと考えております。